

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年5月7日

横浜市契約事務受任者
下水道河川局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

南部汚泥資源化センター特高変圧器緊急応急措置工事

2 履行(納品)場所

金沢区幸浦一丁目9番地 ほかーか所

3 契約日

令和8年4月15日

4 履行日又は履行期間

令和8年4月15日から令和9年7月30日まで

5 契約金額

¥300,000,000.- (概算)

6 契約の相手方(名称及び所在)

三菱電機株式会社 神奈川支社 支社長 山本 幸宏

神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1 横浜ランドマークタワー18階

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

南部汚泥資源化センターに設置している特別高圧変圧器の故障により、異常発熱が発生しました。同機器の機能が完全に喪失すると、南部汚泥資源化センターで電気を受電する事が不可能になり、南部方面各水再生センターからの汚泥の受入れが長期間出来なくなります。これは、下水道事業運営に甚大な影響を及ぼすものであり、緊急に修理する必要がありました。

8 契約の相手方の選定理由

三菱電機株式会社は、本特高変圧器の製造業者であり、構造および現地設備に精通しています。また、同工種の電気工事で、南部汚泥資源化センター内において継続的に工事を実施している唯一の事業者です。よって、本工事を緊急に施工できる体制を有している三菱電機株式会社と随意契約を行いました。

9 所管課

下水道河川局下水道施設部南下水道センター